

武蔵野市下水道事業会計支出負担行為手続規則の一部を改正する規則

武蔵野市下水道事業会計支出負担行為手続規則（令和2年3月武蔵野市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前				
(支出負担行為の手続の特例)				
第4条 次に掲げる支出負担行為の手続は、支出命令の手続に併せて行うものとする。ただし、武蔵野市職員服務規程（昭和34年12月武蔵野市訓令（甲）第9号） <u>第20条第2項</u> に規定する管外出張に係る旅費を除く。				
(1)から(3)まで (略)				
別表第1（第4条関係）				
経費の区分		備考		
1から7まで (略)				
8 負担金	<u>指令を要するもの及び一部事務組合負担金を除く。</u>			
9及び10 (略)				
別表第2（第8条関係）				
支出負担行為の整理区分表				
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
1から5まで (略)				
6 旅費	支出決定のとき。 (旅行命令のとき。)	支出しようとする額	請求書 命令書 <u>(簿)</u>	管外出張に係る旅費は、括弧書によ

					る。
7 から11まで (略)					
12	(1)	請求のあつたとき及び電話の加入申込を承認する旨の通知があつたとき。	請求のあつた額及び加入料	請求書 単価契約書 請書 内訳書 申込書の写し	
通信運搬費	通信費				
(2) (略)					
13から40まで (略)					
41	積立金	<u>積立決定</u> のとき。	積み立てようとする額	関係書類	
42 (略)					

注 (略)

別表第3 (第8条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
1 から5まで (略)			
6	債務負担行為	債務負担行為の額	関係書類
	債務負担行為を行うとき。		
7 (略)			

注 (略)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 別表第2中6の項の改正 令和8年2月1日
 - (2) 別表第1、別表第2中12の項及び41の項並びに別表第3の改正 令和8年4月1日